

議案第 80 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年新座市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇） 第 14 条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(13) [略] (14) 職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後<u>1 年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (15)～(22) [略]</p>	<p>（特別休暇） 第 14 条 [略] 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1)～(13) [略] (14) 職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後<u>8 週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における 5 日の範囲内の期間 (15)～(22) [略]</p>

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

職員の配偶者が出産する場合における子の養育のための特別休暇を受けることができる期間の終期を改めたいので、この案を提出するものである。